

公益財団法人 SMBC グループ財団
お世話や USHIBA 基金～若者の依存症と心の健康を支援～
2026 年度助成 募集要項

1. 事業の趣旨

若年層のメンタル不調の顕在化・孤立化が進み、市販薬のオーバードーズ等に至るケースが増加している現状を踏まえ、予防や早期かつ継続的に支えられる仕組みづくりを目的とした事業の募集を行います。

2. 助成内容

(1) 助成対象となる事業内容

若年層の薬物使用（特に市販薬のオーバードーズ）、メンタル不調、精神疾患、社会的孤立などに取り組む団体に対し、活動や事業基盤の充実に必要な資金を助成します。本助成では、団体から若者への一方的な支援にとどまらず、若者自身の力を信じ、彼らが主体的に関われる環境や関係性を育む活動を重視します。

具体的には、以下の2つの領域における活動を想定していますが、本基金の目的に合致する活動であれば、これに限るものではありません。

① 早期発見・適切な支援へつなぐ環境整備

学校、職場、ドラッグストア等の地域社会において、若者の変化やSOSに周囲がいち早く気づき、適切な支援につなぐことができるよう、「ゲートキーパー」の育成やネットワークづくり、SNS等を活用した相談窓口の設置などを行う活動

② 孤立解消と居場所づくり、回復へのサポート

家庭や学校に安心できる場所がなく、SNSや繁華街等を漂流する若者たちが、物理的・心理的にも安心して過ごせる「安全基地（サードプレイス）」を提供する活動。（例：夜間・休日対応型のドロップインセンター、シェルター、オンライン上の居場所運営など）

(2) 助成金額

① 1団体あたりの助成金額：年額750万円（上限目安）

② 資金使途：若者たちの心身の回復、孤立予防・解消、および新たな社会的共助の仕組みづくりに資する活動にかかる経費（設備等の整備にかかる経費、人件費等の間接経費も含まれます）

(3) 助成対象の事業期間

助成契約締結日から3年間

※3か年の継続助成を基本としますが、2,3年目の支給は活動状況等を勘案して決定します。

(4) 本助成におけるサポート体制

本助成では、団体の希望や状況に応じ、以下のサポート・機会をご利用いただけます。

① 専門家および財団によるサポート

助成期間中、当財団および当財団が招聘した専門家（有識者、実務家等）と意見交換を行う機会を提供します。また、若年層を支えるコミュニティづくりやネットワーキング等、サポートを予定しています。

② 次期助成検討への参画の機会

本事業の取り組む課題の複雑さを鑑み、本公募助成終了後に、より長期的・戦略的な事業支援を行う助成事業（3年程度）の実施を検討しています。本公募助成の採択団体には、この次期助成の具体化に向けた議論の場にもご参加いただけます。活動現場から見えてくる課題や、これまでに積み上げてきた知見等から必要性があるものの実現できていない取組等、将来的な助成事業スキームに反映させる機会として可能な範囲でご活用ください。

(5) ご留意事項

- ・ 各団体への助成金額は、当財団に設置される選考委員会において、事業計画等を勘案して選考を行い、理事会にて最終決定します。
- ・ 審査の過程で追加の書類提出を依頼や団体事務所への訪問、電話やメール、オンライン面談等による追加のヒアリング依頼をすることがございます。
- ・ 助成金には交付式へのご出席時の交通費を含みます。
※状況により開催をしない可能性もございます。
- ・ 助成金は、年1回支給いたします。2年目以降の助成金支給は、別途合意する目標に対する達成状況を鑑み支給の有無を当財団にて判断します。後記8. 助成金の交付をご参照ください。
- ・ 採否の結果にかかわらず、応募資料は返却いたしません。
- ・ 事業が途中で中止された場合や、助成金に余剰が発生した場合、助成金の使途に不明瞭な点や不適切な点がある場合、報告書提出など助成契約書に定める義務が履行されない場合、すでに支払われた助成金の返還を求める場合があります。
- ・ 審査状況や採否の理由について、お問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。
- ・ 応募資料に関する個人情報の取り扱いに関しましては、当財団の「個人情報保護規程」に準じます。

3. 応募要件団体

助成の応募は、1団体につき1件とします。

複数回申請があった場合、最初に申請があったもののみを受け付けます。

(1) 対象となる団体

若年層のメンタルヘルス、薬物依存症予防・回復、居場所づくり等の支援活動を行っている特定非営利活動法人、公益法人、一般法人（非営利型に限る）、社会福祉法人等

4. 募集等の日程

(1) 募集期間

2026年4月10日(金)12:00～5月29日(金)17:00まで ※当財団ホームページをご確認ください。
募集期間中に、オンラインによる説明会(応募を検討される団体向け)の実施を予定しています。

(2) 選考結果の通知等(予定)

書類選考結果通知：2026年7月上旬

助成先結果通知：2026年9月上旬

5. 応募方法

(1) メールで提出する場合

手順1 当財団ホームページへアクセスの上、「助成申請書」をダウンロードしてください。

手順2 助成申請書への入力及び下記6.の添付ファイルを準備してください。

※手書きの場合は印刷後にPDF等のデータに変換してください。

手順3 下記の要領でメールをお送りください。

件名 2026年度 「お世話やUSHIBA基金」助成事業 申請の件 貴法人名

本文 貴法人名

連絡先電話番号

ご担当者名

添付ファイル 助成申請書及び必要書類

【メール送信先 info@smbcgroup-foundation.jp】

6. 必要書類

必須	<ul style="list-style-type: none">・ 助成申請書・ 定款・ 法人の登記簿謄本・ 直近3期分の事業報告書ならびに計算書類等(財務諸表) ※損益計算書(P/L)だけでなく貸借対照表(B/S)も忘れずに提出願います。・ 当期の事業計画書ならびに収支予算書(収入及び支出の記載のある資料)
任意	<ul style="list-style-type: none">・ 団体概要等の資料(申請団体の概要がわかるもの)・ 前期の監査報告書
必要に応じて 提出を依頼	<ul style="list-style-type: none">・ 申請事業の費用の根拠となる書面(見積書、カタログ、函面等)・ (過去に他団体からの助成実績の記載がある場合)当該事業の助成申請書や事業報告書

7. 選考方法

選考委員会において、審査し、その答申に基づいて理事会で選定いたします。

8. 助成金の交付

助成金は、採択団体が指定する銀行口座へ振込む方法により交付します。振込先は団体名義の口座に限ります。なお、交付は年度内を予定しております。

9. 助成対象団体の義務について

- (1) 助成金の活用に関する収支報告書の提出（申請事業の終了後2か月以内）
- (2) 助成金の活用に関する実績報告書の提出（申請事業の終了後2か月以内）
- (3) 1年目と2年目の事業年度末での進捗報告（2027年9月頃および2028年9月頃）
- (4) アンケートへの回答
- (5) 助成の公表に関する許諾

助成対象や助成金額を含む概要、実績報告について、当財団のホームページで公表することの許諾

10. 事務局

本件に関するお問い合わせは下記までお願いします。

【お問合せ先】公益財団法人 SMBC グループ財団 事務局

住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

TEL 090-5041-8174

E-Mail info@smbcgroup-foundation.jp

URL <https://www.smbcgroup-foundation.jp/>